

制限付き一般競争入札執行公告について

制限付き一般競争入札により契約を締結するので、下記のとおり公告します。

1 入札に付する事項

工事番号等	宍建工工第070401号	
工事名	山崎管内市道交通安全施設工事	
施工場所	宍粟市山崎町清野 地内他	
施工期限 (又は施工期間)	令和 7 年 9 月 8 日限	
入札参加形態	単体企業	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100以上の契約保証金を要します。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがあります。	
予定価格	落札者決定後に公表	
最低制限価格制度	なし	
現場説明会	なし	
契約書	市が定めた契約書による	
議会の議決	予定価格1億5千万円以上の対象工事又は製造の請負契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約が成立する。	
年割支払	なし	
前金払(中間前金払)	契約金額が1件200万円以上の場合に該当する。	
部分払	有り	履行期間中 1 回以内とする。 ただし、工期変更の場合は、部分払の回数を変更することがあります。
契約条項等を示す場所	建設部建設課	
その他	なし	

2 入札参加資格(宍粟市入札参加登録をしている者で以下の要件を満たすこと)

地域区分	西播磨管内又は姫路市内に本店又は契約委任を受けた支店等を有する者	
登録業種	令和7年度 入札参加登録業種のうち「塗装」に登録している者	
技術者要件	路面標示施工技能士を保有し本業務に配置できる者	
その他要件	1 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 2 建設業法の規定に基づく営業停止処分期間中の者でないこと。 3 契約締結予定日において有効な建設業法の規定による総合評定値通知書を有していること。 4 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けたものはこの限りでない。 5 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 6 本件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	

3 関連会社申告書

関連会社申告書の提出期限、提出先	公告の日から令和7年6月13日(金)午後5時必着まで(厳守) 総務部財務課入札検査係FAX(0790)63-3061 E-mail:keiyakukanri-kk@city.shiso.lg.jp ※指定用紙により、FAX又はメール送信すること。送信後は提出先まで必ず電話連絡すること。 総務部財務課入札検査係TEL(0790)63-3125 ※期限までに提出が無く入札した場合は無効とします。
------------------	---

4 入札に関する質疑回答

質問の提出期限、提出先	公告の日から令和7年6月5日(木)午後1時0分まで(厳守) 建設部建設課FAX(0790)62-9939 E-mail:kensetsu-ka@city.shiso.lg.jp ※指定用紙により、FAX又はメール送信すること。送信後は提出先まで必ず電話連絡すること。 建設部建設課TEL(0790)63-3069 ※期日を過ぎたものや電話による質問は受け付けません。
質問に対する回答	令和7年6月6日(金)午後1時0分以降、宍粟市ホームページに掲載

5 入札の日時及び方法

日時	令和7年6月13日(金)午後5時必着 (※提出期限までに入札書の提出がない場合は、無効とします。)	
方法	簡易書留郵便に限る。 (持参及び普通郵便は認められません。) ※封筒(様式任意)表側に、指定の様式をノリ付けし、入札書を封入すること。 ※入札書が書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法により所定の場所に到着していること。なお、入札書については所定の様式とする。 ※契約方法欄に電子契約の希望の有無を記載すること。 なお、電子契約を希望する場合は、契約業務に使用するメールアドレスを記載すること。	
提出先	宍粟市総務部財務課	
内訳書の提出	有り	※入札書と同封のうえ提出すること(任意様式可)。内訳書の提出がない場合は、無効とします。

6 開札の日時及び場所

開札日時	令和7年6月17日(火)午前9時9分 ※開札時間が前後する場合があります。	
開札場所	宍粟市本庁舎4階 401会議室 ※開札の様子はご自由に観覧いただけます。	
開札結果の公表	落札者が決定した後、予定価格、落札者名及び落札金額並びに入札参加者名及び入札参加者全員の応札金額についても市役所掲示板及びホームページにて公表します。	

7 その他

注意事項	1 営業所の専任技術者と現場の専任技術者(4500万円(建築一式工事の場合は、9000万円)以上の場合に要)の兼任はできません。(建設業法第26条) 2 封筒様式は、「宍粟市ホームページ」⇒「事業者の方へ」⇒「入札」⇒「入札公告」で確認できます。
無効となる入札	1 入札に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 2 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした入札は無効とする。 3 その他、宍粟市入札のしおり第11に該当する入札
入札に関する条件	
1 関係法令、宍粟市入札のしおりを遵守し入札に参加すること。 2 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときはこの限りでない。 3 入札執行の際に内訳書等添付書類の提出を指示している場合は、必ず提出すること。(提出なき場合は、「無効扱い」。)	
入札に関しての注意事項	
1 入札書を簡易書留郵便によって提出する場合にあっては、「宍粟市郵便入札専用封筒様式」を使用し、封筒の様式に開札日並びに件名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。 2 建設工事にあつては、建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。	
契約の締結	
1 契約金額が1件1千万円以上の場合には、登記事項証明書(契約締結の予定の日から3ヶ月以内のもので、現在の役員等に変更がないもの。写し可)を提出すること。また、下請契約についても同様の取扱いとする。 2 入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結しない。また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を解除することがある。 3 契約締結後、宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当することが判明した場合には、契約を解除し違約金を徴収する。	
その他	
1 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(契約日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。 2 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となる。	